

○八王子市心身障害者自動車運転教習費助成実施要綱

昭和 53 年 4 月 1 日適用

改正

昭和 54 年 4 月 1 日

昭和 62 年 4 月 1 日

平成元年 4 月 1 日

平成 13 年 4 月 1 日

平成 14 年 6 月 1 日

平成 16 年 8 月 1 日

平成 16 年 11 月 1 日

平成 18 年 10 月 1 日

平成 31 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日

第1 目的

八王子市障害者地域生活支援事業実施要綱に規定するその他の事業のうち自動車運転免許（以下「免許」という。）取得助成事業の実施に関し必要な事項を定めるものとし、心身障害者に対して免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、もってこれらの者の福祉の増進に資することを目的とする。

第2 対象者

この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 3 項に規定する第一種免許のうち、普通自動車免許を取得した者。
- (2) 3 級以上の身体障害者手帳又は 4 度以上の愛の手帳の交付を受けている者。ただし、内部障害については 4 級以上、下肢又は体幹に係る障害については、5 級以上の身体障害者手帳の交付を受けている者で歩行が困難な者。
- (3) 申請日現在、引き続き 3 カ月以上市内に住所を有する者。
- (4) 前年（1 月から 6 月までの場合はその前々年）の所得税の年額が、400,000 円以下の者。
- (5) この事業により助成を受けたことがない者。ただし、やむを得ない事情があり、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- (6) 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない者。

第3 助成対象経費及び助成額

この事業の助成対象経費及び助成額は、別表に掲げるとおりとする。

第4 申請

この事業による助成を受けようとする者は、心身障害者自動車運転教習費助成申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添付し、市長に申請するものとする。

第5 決定

市長は、第4により申請があったときは、その内容を審査して助成の可否を決定し、心身障害者自動車運転教習費助成決定通知書（様式第2号）又は心身障害者自動車運転教習費助成申請却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

第6 請求

心身障害者自動車運転教習費助成決定通知を受けた者は心身障害者自動車運転教習費助成金請求書（様式第4号）に第3に規定する経費を教習所に支払ったことを証する書類を添えて市長に助成金の交付を請求するものとする。

第7 支払

市長は、第6により請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は速やかに助成金を支払うものとする。

第8 助成金の返還

偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、市長は、当該助成金をその者から返還させることができる。

附則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成14年6月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成16年8月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表

助成対象経費	助成額			
道路交通法第 84 条第 3 項に規定する第 1 種普通自動車運転免許の取得に直接要する経費	助成対象経費の実支出額に 2/3 を乗じて得た額（この額に百円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）	階層	前年の所得税額	助成限度額
		A	0 円	164,800 円
		B	1 円～42,000 円	144,200 円
		C	42,001 円～400,000 円	123,600 円
道路交通法施行規則第 18 条の 5 に規定する限定解除で、排気量等の限定解除に直接要する経費	助成対象経費の実支出額とする。ただし 20,600 円を限度とする。			

備考「直接要する経費」とは、自動車運転教習所等の入所料、技能及び学科教習料並びに教材費とする。